

小学校及び中学校の教諭の普通免許状 授与に係る教育職員免許法の特例等に 関する法律

平成9年6月18日

平成9年法律90号・文 部 省

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部省令で定める期間、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者

又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

文部省令第四十号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る
教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法
律第九十号）第二条第一項、第二項及び第三項の規
定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状
授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施
行規則を次のように定める。

平成九年十一月二十六日

文部大臣 町村 信孝

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に
係る教育職員免許法の特例等に関する法律施
行規則

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与
に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以
下「特例法」という。）第二条第一項の文部省令で
定める期間は、七日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部大臣が定める施
設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養
護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、
盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身
障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童
自立支援施設
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百
八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身
体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭
和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神
障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び
精神障害者福祉工場
- 四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五
号）に規定する授産施設
- 六 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七
号）に規定する精神薄弱者更生施設及び精神
薄弱者授産施設
- 七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

に規定する老人デイサービスセンター、老人短
期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人
ホーム

八 心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第
四十四号）第十七条第一項第一号に規定する福
祉施設

九 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に
規定する老人保健施設

十 前九号に掲げる施設に準ずる施設として文部
大臣が認める施設

（介護等の体験を免除する者）

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関
する専門的知識及び技術を有する者として文部省
令で定めるものは次の各号の一に該当する者とし
る。

- 一 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第
二百三十三号）第七条の規定により保健婦の免許を
受けている者又は同法第五十九条のこにおいて
準用する同法第七条の規定により保健士の免許
を受けている者
- 二 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により助
産婦の免許を受けている者
- 三 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看
護婦の免許を受けている者又は同法第六十条第
一項において準用する同法第七条の規定により
看護師の免許を受けている者
- 四 保健婦助産婦看護婦法第八条の規定により准
看護婦の免許を受けている者又は同法第六十条
第一項において準用する同法第八条の規定によ
り准看護師の免許を受けている者
- 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十
七号）第五条第一項の規定により盲学校、聾学
校又は養護学校の教員の免許を受けている者
- 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法
律第百三十七号）第三条の規定により理学療法
士の免許を受けている者
- 七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定に
より作業療法士の免許を受けている者
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年
法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士
の資格を有する者
- 九 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規
定により介護福祉士の資格を有する者

十 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号) 第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

2 特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

(介護等の体験に関する証明書)

第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授

与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条第六項に規定する授与権者に申請するにあたっては、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

別記様式

証 明 書			
		本籍地	
		氏 名	
		年 月 日生	
<p>上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。</p>			
記			
期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印
年 月 日～ 年 月 日 (日間)			

備考1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「精神薄弱者の介護等」等の区分を記入すること。

○文部省告示第百八十七号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成九年文部省令第四十号)第二条第十号の規定により、同条第一号から第九号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設を、次のように指定する。

平成九年十一月二十六日

文部大臣 町村 信孝

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第三項に規定する児童デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

三 精神薄弱者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ精神薄弱者

を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の
便宜を提供する事業であって、市町村が実施し、
又は委託するものを行う施設

四 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和
三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項第
二号又は身体障害者福祉法第十八条第一項第二号
に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障
害者等に対する食事の提供その他の福祉サービ
スで地域住民が行うものを提供する事業であって、
市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施
設

五 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老
人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において
介護サービスの提供を行うことを入居契約におい
て定めているもの（軽度の介護サービスの提供の
みを行うものを除く。）

六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平
成六年法律第百十七号）第三十九条に規定する事
業を行う施設

七 児童福祉法第二十七条第二項に規定する指定国
立療養所等